

九十六年体制の成立と本質的な意味

巖 浩 建

I はじめに

II 政界再編としての連立政権

一 九十三年総選挙と選挙制度改革

二 細川内閣の成立と政界再編

三 村山連立政権の政策と展開

III 五十五年体制の終焉とその背景

一 五十五年体制の終焉

二 五十五年の終焉の背景

1 日本国内のイデオロギー対立の消滅

2 日本経済の不況と日本のナショナリズムの台頭

IV 九十六年体制の成立と意味

V 九十六年体制の日本の安全保障政策上の意味

I はじめに

日本政治の再編成による、九十六年体制の成立は、一九五五年の保守合同以来、いわば自民党一党支配体制の中で生じた政治腐敗の改革という意味よりも、自民党内部の根底を成す派閥争いの構造から生まれたものであろう。

しかも、それは冷戦構造の崩壊に伴うアメリカの軍事戦略の「抑止型の戦略」から「対処型の戦略」への転換による「日本周辺有事」対応戦略としての日米安保体制の再定義が要求する日本の安全保障政策の根本的な変化のみならず、日本経済の不況と日本の保守的なナショナリズムの台頭を背景として成立した、政党政治支配体制であろう。

本稿ではこのような視点により、九十六年体制といういわ

は「自民党優位の連立政権」の成立の複雑な流れを整理し、その九十六年体制の日本の安全保障政策上の意味を考えてみる事にする。

もちろん、ここから展開する九十六年体制という用語の定義に関しては、まだ、一般化されていない性格を有するものであるため、筆者と学問的な背景の異なる者からの愛情の込めた批判と指摘を喜んで歓迎するところである。

II 政界再編としての連立政権

一 九三年総選挙と選挙制度改革の実現

1 自民党の強さ

九三年総選挙で、「新党ブーム」などといわれたように、三つの新しい政党、すなわち、日本新党、新生党、さして新党さきがけが善戦したことは疑いない。ところで、個々の政治家、政党の選挙戦略は所与の選挙制度によって拘束されるものであり、九三年選挙がこの一般法則から例外だったと考えられる理由はない。

しかし、「すべてに優先させて選挙制度改革を」という小

沢グループの戦略は最終的に失敗した。小選挙区制の導入によって自民党内が流動化した時を狙って一気に勢力の拡大を図ろうとした小沢グループの戦略が自民党離党という形で失敗したことによって、自民党は派閥関係、党内のルール、党員、財政など組織の基盤を守ることができた。自民党を離党したのは羽田派西四人とそれとは別に武村グループ一〇人でほとんどすべてであり、衆院で過半数割れが必至の状況だといっても、圧倒的な比較第一党であることに疑いの余地はなかった。事実、この自民党の安定した地位は九三年選挙結果にも明確に示され、新党の躍進に見合うだけ大幅に議席を減らしたのは、自民党ではなく社会党であった。自民党は、いろいろな汚職事件にもかかわらず決して負けなかった。また、細川非自民連立政権の公約である年内の選挙制度改革実現が参議院の社会党議員の大量造反によって危うくなると、細川首相が野党自民党の総裁である河野洋平とのトップ会談で妥協の上、成立させるという選択をしたため、ついに実現した新選挙制度は、小選挙区と比例代表の議席配分、比例代表議席の配分単位という法案の骨格部分で、政府原案はもとより修正政府案からもさらに自民党案に譲歩したものとなった。河野自民党が妥協に応じたのには、選挙制度改革をめぐる推進派と慎重派との党内分裂が根強いなか、選挙制度改革を失敗に追い込むことは、党を分裂させかねなかったから

だったが、結局こうした決着をみたことで、河野自民党は野党の立場に追い込まれつつも、党の分裂を回避することができたばかりでなく、比較第一党の地位を守った上、党により有利な選挙制度を手にしたのである。

2 社会党の厳しい選択

八九年の参議院選挙、九〇年の総選挙で、土井人気と反消費税運動を得た社会党が六〇%増もの躍進を見せたことに他野党各党が反発して社公民の結束を乱した上、九〇年八月の湾岸戦争では自衛隊の海外派遣問題をめぐって社会党と自公民は厳しく対立するに至った。このように社公民路線が行き詰まっている中で党が小選挙区制を容認することは、社会党の唯一の政権構想である社公民の結束を乱しかねず、社公民の結束がなければ小選挙区制で党自体の存在をも危うくしかねなかった。政権戦略で大胆な躍進は期待できなくとも、現状を維持するためには民意の正確な反映となる代表制が党の存続の前提となっていたのである。

社会党の案は、日本新党も含む野党六党派党首会談を開いて運用制での野党結束を決めることであった。この案では小選挙区と比例代表区との連関を想定していないため並立制の

色彩を帯びているが、比例区の議席配分で小選挙区での敗者を優遇するため少数政党にも有利に働き、社会党にとつてはそれほど悪い案ではなかった。社会党委員長山花は、自民党の意見集約がまともらず選挙制度改編が挫折するなら、その責めは自民党に負わせて、「政治改革を進める社会党、反対する自民党」という図式を作った上で解散、総選挙に追い込む、という狙いであった。

通常の政局なら、社会党は総選挙で一定の成果を得て一件落着となるパターンであるが、決定的な選挙で党は破滅的な敗北を喫してしまった。獲得議席七〇は改選前のほぼ半分の数字であった。とはいっても野党第一党、社会党を抜いた非自民連立政権はありえないのに、社会党はなぜ、本来もつとも反対していたはずの小選挙区比例代表並立制の受け入れを強いられたばかりでなく、連立の主導権を失ってしまったのだろうか。

皮肉なことに、さきがけ、日本新党の五二という数字は彼ら主導権を与えたのに対し、社会党七〇というそれより多い数字は新政権樹立の主導権にはならなかった。これは、党が選挙前にすでに非自民連合政権の樹立を公約に掲げていたためである。また、非自民政権樹立の成否が日本新党・さきがけの提案「比例代表並立制」の実現にかかっていたために、この公約に絞られる形で、社会党はさきがけ・日本新党の提

案を受け入れざるを得なかった。さらに、さきがけ・日本新党の提案を自民党の側も受け入れを表明したことは、社会党なしでも選挙制度改革が実現することを意味し、社会党の反対はこの段階で意味を失ってしまったのである。山花執行部はこのことを十分認識しており、連立に参加せずに選挙制度改革に全く関与できないよりは、その改革の行方に影響力を行使し、非自民勢力の一員として小選挙区での自民党との対決に備えるほうが得策であるとの判断があった。こうして社会党は、「後は底無しの泥。前は崖。傷ついても向こうの涯に飛ばしかない」状況に追い込まれたのである。

二 細川内閣の成立と政界再編

一九八九年夏の参院選、そして翌九〇年の総選挙という二年続きの国政選挙が、その特徴を典型的に示したものであった。

リクルート事件という政治腐敗、消費税導入の是非、コメ自由化を中心とする農政批判の「三点セット」を主要素とした自民党の大敗、社会党・連合の大躍進だった八九年参院選。そして九〇年総選挙は、社会党が引き続き勝利したものの、一方で自民党も安定議席を獲得した。これはイデオロギーなき五十五年体制、とでもいえようが、ただし、かつての五十

五年体制とは全く違うものである。

さて、このような五十五年体制を完全に終焉させる画期的な歴史的転換ともいべき、一九九三年七月一八日に行われた第四〇回総選挙において、自民党が衆院解散直後に分裂、同等の過半数割れが必至となる中で、「政権交代」の是非が焦点となった。

自民党は過半数こそ維持できなかったものの、前議員や前回次点の元議員を中心に健闘、改選議席(二二二〓竹下元首相ら前議員の非公認五人を除く)を上回る二二三議席を獲得した。

一方、非自民の中核となるべき社会党は結党以来最低の八五議席(一九八六年)をも下回る七〇議席と歴史的惨敗を喫した。このように自民党の過半数割れと社会党の惨敗によって一九五五年(昭和三〇年)の保守合同、左右社会党の統一以来、日本の政治を形作ってきた「五十五年体制」は文字とおり崩壊した。

これに対し、新党勢の追い風を受けて大躍進した新生党は新人一九人を含む五五議席を獲得し、さきがけも新人四人が当選、公示前勢力(一〇議席)を上回る一三議席、総選挙に初挑戦の日本新党は細川のより人間的で、あそびの要素ももった「パーソナリティ」が前面に出て、三五議席を獲得し、昭和四一年に公明党が衆院に進出した時の二五議席を上回っ

た。

このほかは、公明党が改選四五議席を超える五一議席、共産党は改選議席を一つ減らして一五議席、民社党は塚本元委員長が落選したが、二議席増やしての一五議席、社民連は改選四議席を確保、無所属候補が三〇人当選した。

自民党が新生党と新党さきがけの三つに分裂、日本新党も加わって保守が多党化、自民党が過半数を割る一方で、自民党にこれら三新党を加えた「総保守」の勢力は三二六議席に達した。自民党の長期一党支配がもたらした政治腐敗に対する国民の政治不信、批判を保守系三新党が吸い上げた形だが、中選挙区制の選挙基盤に助けられた自民党が善戦¹⁰したことは、戦後日本の政治経済システムの継続を望む気持ち¹¹が、結果として自民党に投票するという行動をとらせたことを示している。

また、新生党五三議席、公明党五一議席、社会党七〇議席という選挙結果は、新生・公明ブロック内で公明を上回り、さらに新生・公明ブロックで社会党を凌ぐことよって非自民五党連合内での主導権を確保するという小沢一郎新生党代表幹事の「戦略」をひとまず満足させた。しかし、自民党の健闘と社会党の惨敗がもたらした自民三三三議席対社会、新生、公明、民社、社民連の非自民五党一九五議席という勢力

地図は双方の政権争いにとつて極めて微妙なものであった。

というのは、選挙後の首相指名で総議席（五一一）から共産党の一五議席を引いた四九六議席の過半数二四九議席を自民、非自民のどちらが獲得するかは合計四八議席を占めた日本新党とさきがけがキャスティングポートを握ることになったからだ。

同時に自民党の解散時議席プラス一という必ずしも敗北とも言えない数字は、宮沢首相の退陣表明が開票から四日も後の七月二二日午後にずれ込む結果をもたらした。

自民党が選挙後の体制立て直しにもたついた、この「空白の四日間」に小沢は着々と布石を打っていた。この軸になるのが、「細川首相」・「土井衆議院議長」構想だった。

非自民連立の核になるべき社会党を引きつけるため、その去就が疑問視された同党左派勢力の象徴ともいべき土井たか子元委員長の衆議院議長への「封じ込め」を図ったのがその第一弾であった。社会党山花執行部にとって、非自民連立政権への参加が総選挙惨敗の責任追及をかわす唯一の道である点を巧みに突いて、議長就任を固辞する土井の説得役を山花貞夫委員長に委ねた。こうして社会党の動きを封じておいて次はキャスティングポートを握る二新党への工作に着手した。

このころ、細川護熙日本新党代表も武村正義新党さきがけ代表も、「自民でも非自民でもない第三の道」を唱え、旗幟(きし)を鮮明にするのを避けていた。とくに武村をはじめとするさきがけは後藤田正晴副総理ら自民党改革派とつながりが深いことから、小沢はまず細川に照準を絞った。そこで非自民五党内で暗黙の合意が出来ていた「羽田首相」に代わって、「細川首相」のカードを切ったのである。

さらに組閣に当たっては、政治改革担当に山花、選挙法改正担当の自治相に佐藤観樹といずれも社会党首脳を充て、党内に小選挙区比例代表並立制に異論の多い社会党に政治改革を任せる捨て身技をふるうとともに同党に、踏み絵を迫るといふ辣腕を發揮した。しかも、外務(副総理)、大蔵、通産、農水、防衛の主要ポストはしつかりと新生党が押さえたのである。スマートで国民的人気のある細川を表に立て、裏で小沢が操る「権力の二重構造」と批判されるゆえんであろう。¹²⁾

「責任ある改革」を旗印に掲げる細川首相は一九九三年八月二〇日、国会での初の所信表明演説で、「今年中に政治改革を断行することを私の内閣の最初の、そして最優先の課題とする」と明言、衆院での小選挙区比例代表並立制の導入・企業団体献金の廃止への移行を柱とする政治改革法案の一括・

年内成立の決意を強調した。¹³⁾

外交・防衛政策についても、平和憲法の理念の遵守を提唱するものの、国連常設部隊の創設と日本の参加、PKOへの協力など、新保守主義路線を掲げている。そして以上の理念は、松下政経塾出身の候補者たちにも、多かれ少なかれ共有されていた。¹⁴⁾

細川のパーソナリティやアマチュア・イメージを超えて、新保守主義の魅力によつては、政党支持を固定できないとして、当初の理念を断念したのである。新自由クラブのように、中道と保守刷新との間を揺れ動いて有権者に曖昧な印象を与えるといったことはなかったにもかかわらず、結果は、新しい政策パッケージへの支持によつて、政党への支持を安定させることには失敗したわけである。もつとも細川内閣時代の最大争点は、政治改革という名の選挙制度改革である。¹⁵⁾

中選挙区制の下で、一部自民党の候補者の間で、中央と太いパイフをもつことが強調され、選挙区におけるさまざまな公共事業の予算獲得にこれまでいかに貢献してきたか、将来いかに貢献が期待できるかを選挙民に訴え、個人後援会を中心とする日常世話活動に加え、中央地方の行政機関に対する許認可権の獲得に、さまざまなる陳情そのほかの協力を争う傾向が見られた。

このような選挙運動は、日本の中央集権的な行政構造と、社会生活の全面にわたる政府・自治体による規制の網の目が張りめぐられる。したがって、地方分権と規制緩和という、選挙制度改革とならぶ政治改革の大きな目標が実現しない限り、このような選挙運動を完全に排除することはできない。

選挙制度は万能ではない。国会改革や地方分権と規制緩和といった諸改革と相俟って、初めて政治改革が実現するのである。

小選挙区制の下では、選挙区の最も多くの有権者の支持を得た候補者が代表として当選するわけであるから、必然的に選挙は政党本位、政策本位になる。有権者は選挙で、候補者と同時に政党と政策の選択をすることになる。小選挙区制で当選するためには、特定の組織にだけ依存していたのでは無理である。

その選挙区で最も多くの有権者の利害を集約することに成功して、はじめて当選が可能になる。政党はいずれも、それぞれの選挙区で可能な限り多くの利害を集約しようと努めるから、政党は必然的に二大政党、もしくは二大政党グループへと収斂していく傾向が生じる。したがって、選挙の結果、過半数政党が生じやすく、また、議院内閣制という面から考えてみると、小選挙区制の下では、有権者は候補者と政党、

政策の選択を通じて、同時に総理大臣の選択も行っていることになり、一方、比例代表制も、民意を正確に代表すると言われる。

果たしてそうであろうか。平成四年の参院比例区選挙で当選した政治家を見ると、自民党の名簿の上位掲載者は、中央省庁の出身者や、遺族会、歯科医師会、宗教団体といった、圧力団体の代表が目白押しに並んでいる。社会党や民社党についても、全国的規模の有力な労働組合の代表がずらりと並んでいる。この選挙の特色は、日本新党ブームによって日本新党の名簿から四人の当選者を出したことである。全く異例のことであつたが、この四人を除くと、残りはスポーツ平和党の江本孟紀、第二院クラブの青島幸男の二人のタレント以外全て、公明党と共産党という、強力な組織政党の代表によって占められていた。比例代表選挙においては、タレント議員を除いては、未組織の有権者の代表が選出されることは容易ではないのである。

このようなことを踏まえて、小選挙区比例代表並立制については、総選挙後の政権争いの過程で、さきがけ日本新党統一会派が提示した「小選挙区二五〇、比例代表二五〇、二票制を軸とする」「並立制」の条件を、非自民五党と自民党がいずれも「丸呑み」した経緯がある。

また、社会党内には左派を中心に並立制自体に絶対反対の

意見が強いほか、自民党内にも本音では中選挙区存続を期待する勢力が根強く存在している。さらに、並立制に賛成でも、二大政党制を志向する新生、公明両党が「小選挙区三〇〇、比例代表二〇〇の一票制」を主張、「穏健な多党制」の日本新党、「ゆるやかな二大政党勢力」の新党さきがけ、保守二大政党への埋没を危惧する社会党が主張する「小選挙区二五〇、比例代表二五〇の二票制」と対立した。

結局、社会党の党内事情を配慮する形で選挙制度では新生、公明両党が歩み寄り、企業・団体献金の廃止問題では社会党が妥協する形で九三年八月に次のような連立与党の合意事項が成立した。

- 一 小選挙区、比例代表の定数は二五〇、二五〇の二票制
- 一 比例代表は全国一単位で拘束名簿式
- 一 戸別訪問の選挙運動を原則認める
- 一 政治化個人への寄付は禁止。企業・団体献金は政党・政治資金団体に限り認めるが、廃止の意見に考慮し五年後に見なす。
- 一 政党交付金は国民一人当たり三三五円（総額約四一四億円）¹⁸⁾

さて、このように選挙制度改革を終えて、行政、経済の改革に進むべく動き出した途端に、細川政権は自らのスキヤン

ダルによって退陣を迫られてしまったのである。

一九九三年七月一八日の衆議院総選挙における自民党の過半数割れ、そしてそれがもたらした細川非自民連立政権の成立によって、戦後日本政治を特徴付けた「自・社対立を中心とする五十五年体制」は崩壊した。このような一九九三年の永田町の政界再編を田中愛治は「政党再編成なき政界再編」¹⁹⁾として説明した。

三 村山連立政権の政策とその展開

実際の自民党・社会党連立政権が対立したのも、あくまで、双方の執行部の瞬間的な判断の結果であったに違いない。「表向き」はどうかはともかく、三八年間、政治の理念も、基本政策も一八〇度近く対立してきた自社両党が、政策の擦り合わせもそこそこに、「政権に復帰したい」というただ一点の欲望の一致だけをもとにして連立を組んだという図式にしか見えなかったからに他ならない。²⁰⁾

そして村山内閣の主要な政策課題としては、外交的には、日米間の通商摩擦に加えて北朝鮮の核兵器開発問題があり、国連の常任理事国入りの問題、さらに戦後五〇周年を迎えようとしていた戦後処理の扱いなどが揚げられる。国内的には、ポスト・バブル期の金融問題処理・景気回復、経済構造自体

の改革問題（規制緩和、日本の経営）に始まり、高齢化社会を念頭に置いた税制・年金・医療制度の改正や地方分権の推進などが行財政改革と絡み合いながら一連の課題群を構成していた。

このような村山内閣の時代における政策の展開については、以下のような四点の特徴を指摘できる。

第一点は、一定の限定性を伴いながらも社会党色ないしは村山色の出された懸案処理のあった点である。従軍慰安婦への補償問題、被爆者援助法の制定、水俣病の未確認患者の救済、などが代表的な例である。しかしながら、これらの社会党色の出た政策課題は、非常に限定された人々を対象にしたものであり、国民全体に及ぼす政策インパクトとしては極めて局限されたものであった。また、従軍慰安婦への補償問題では従来の政府の方針を踏襲して民間の募金による基金制度という方式を採ったことも、社会党色の限定性を示している。

他方、九六年度の当初予算で社会保険経費を増額させる（対前年度比九・〇％増）一方で防衛関係経費の伸び幅を押さえたこと（同〇・八五％増）にも、同様の社会党色の發揮として解釈できる部分がある。しかしながら、枠組みは従来そのままであり、数次にわたって多額の補正予算が編成されたため、予算全体としての社会党色は極めて限定的であったことには

十分な注意が必要である。

第二点は、首相を出した社会党が従来の基本政策をなし崩しにして大転換したことである。自衛隊の合憲性の承認、日米安保の堅持、日の丸・君が代・原発などの容認、消費税率の五％への引き上げ、などである。これらの諸政策は、国の安全保障や財政の根底にかかわり、また政党としての基本的イデオロギーそのものに直結している。しかも、政党にとつての存在証明とも言うべき基本政策を転換するに際して、およそ本来の手続き論からすれば認められない手法が採られた。民主的な党内手続きは完全に無視され、臨時に開催された党大会（九四年九月三日）ではもはや逃れることの出来ない現実を追認することしか残されていなかったのである。自社さの連立政権が、小沢一郎の手法に反発して手続き的民主性の確保を旗印に揚げていたことを考えると、政策転換における究極のトップ・ダウンとも言うべきこうした手法の与える違和感は一層強い。社会党が長年の抵抗野党の感覚から脱することが出来ず、政権を担う心構えも政策的な準備も進んでいなかったことは元より明らかであるが、村山内閣の政策展開の中で重い意味をもったことは改めて指摘されなければならぬ。

非常に皮肉なことに、社会党の政策転換が、従来から厳し

い対立の焦点となつていたいくつかの懸案、課題のスムーズな解釈に道を開いたことも指摘できる。日米安保の基本的枠組みや自衛隊の運営に係わる問題がそうであり、消費税の問題も同様である。実は、この点は、従来の五十五年体制下の政治・政策対立と合意形成のダイナミクスがその後どのように変容して行くかを考える際に大きな意味を持つのであり、蒲島郁夫と竹中佳彦の「イデオロギー対立の終焉」とも言ふべき議論によつても明らかになつてであろう。

第三の特徴は、難しい条件の先送りである。外交的には特に北朝鮮の核開発疑惑の問題と関連した安全保障・有事対応と集団的自衛権の問題であり、国内的には行財政再建・改革である。村山政権時代を振り返つてみれば、深刻であり、早急な対応の求められたこれらの政策課題に対して、事実上ほとんど手がつけられていないことがわかる。

第四の特徴としては自民政権時代の手法の踏襲ということが指摘できる。その一つは審議会に代表される非政治的機関の利用とその影響力を大きさである。消費税引き上げ問題を見ても、政府税制調査会での審議が事実上の結論をもたらしているし、地方分権や規制緩和の推進に関しても、ほぼ同様な手法が採られた。さらに言えば、こうした審議会等では

官僚や元官僚の役割は大きい。その意味でも従来のパターンを繰り返していたという側面が強いのである。根本的な変革や刷新が要請されているにもかかわらず、依然として従来からのいわば現状維持型政策のための手法が援用され続けたといえるだろう。

総じて言うならば、村山首相の率いる内閣は、社会党首班政権にふさわしい政策的主張と展開を極めて限定的にしか行っていない。表面的には奇妙なほどに政権が安定し、政策的にもむしろ順調な側面が見られたとするならば、それは皮肉にも、自虐的なまでの自己否定による政策転換と自民政権時代のパターンを踏襲することによつて成り立っていた。まるでそれまでの厳しい対立が存在しなかったかのような事態は、社会党自身の一種の自殺行為、政策的な主体性の放棄を行うことによつてははじめて可能であつた。しかも、村山首班の「自・社・さ」の政権の成立の過程では、自民党も「社・さ」の政策合意を丸のみするという「離れ業」を行いな²⁴がら、自民党の政策の基調路線とも言える、資本主義、右派中道主義、そして民族主義の色に染めたことになろう。

III 五十五年体制の終焉と背景

一 五十五年体制の終結

五十五年体制のもとで、日米同盟を批判する革新の重要な論拠は、この同盟によつて日本はアメリカの世界戦略にひきずられ、自らの望まない戦争に巻き込まれる危険があるというものであった。しかし日米同盟のもとで平和が持続し、とくにベトナムからアメリカ軍が撤退すると共に、このような主張は説得力を大幅に失つてしまった。しかも同じ時期に、ソ連が核戦力においてアメリカとほぼ均衡状態に達し、そのうえ極東における海・空軍力を著しく増強させたことによつて、日本は冷戦下で始めて、重大な軍事的な脅威に直面することになった。その結果、非武装中立論の説得力はますます失われ、野党の中でも民社党や公明党が日米同盟支持に転換するようになった。保守の残された対立軸も、またその意味を弱めていったのである。

第一に、是正された戦後改革を基礎とした自由や民主主義は自明化し、経済的繁栄を最大の国家目標とする合意も、日本が世界有数の経済大国となり、富裕化が実現されたことに

よつて風化した。

第二に、七〇年から八〇年代初頭にかけての二度にわたる石油危機を契機として、日本の高度成長期は終わり、それとともに春闘による一律の賃金上昇は不可能となつてしまった。また財政危機の深刻化が、自民党政権の気前のいい所得再配分政策を次第に混乱にしていつた。所得配分と再配分という五十五年体制を支えていた対立抑制メカニズムは従来のような効果を發揮できなくなったのである。厳しい国際競争のもとで、規制緩和や企業のリストラが今後アメリカ的に行われるならば、日本の経営も崩壊し、対立抑制メカニズムはさらに弱体化するだろう。

第三に、五十五年体制が長期化するとともに、各業界とその利益を政治的に代表する政治家（族議員）、およびそれぞれの業界に対応する官庁の担当部局との結びつきが制度的に安定し、三者間の提携関係は「鉄の三角形」と呼ばれるのに相応しい強固なものになつていた。族議員の多くは、政権政党である自民党に当然ながら属していたが、国対政治を通じて与野党間の妥協・協力が制度化すると共に、共産党を除く野党も、「鉄の三角形」の構成メンバーとなつていた。これは対立抑制メカニズムとしての国対政治の完成を意味するものではあつたが、しかしほとんどあらゆる行政分野に「鉄の三角形」が形成されると、優先順位をつけた統一的・全体的

意思決定は困難となり、日本政府全体としては変化する環境への適応能力が弱まってしまった。いわゆる「多元的停滞」に、五十五年体制も落ちたのである。²⁶⁾

この意味で、高度成長に適合的であった五十五年体制とそれを支えるさまざまなシステムは、効用よりは弊害の方が次第に大きくなっていったのである。このように、すでに事実上形骸化し、機能障害を随所に生み出していた五十五年体制が、金丸信をめぐる汚職を契機とした自民党の分裂、そして九三年の非自民細川内閣が成立することによって、いわゆる自民党優位の五十五年体制は崩壊したのであった。

二 五十五年体制の終焉の背景

1 新保守主義の台頭によるイデオロギー対立の消滅

先進工業諸国では福祉国家化が進む一方、福祉の増大は財政赤字の増大を招き、石油危機が状況をさらに悪化させ、インフレと不況が同居するスタグフレーションが先進国経済に蔓延した。こうした中、イギリス、アメリカ、ドイツに「小さな政府」²⁷⁾、「新保守主義」²⁸⁾政権が次々と誕生した。日本も、財政赤字から赤字国債を発行し、その償還と利払いのために

さらに国債を発行するという悪循環に落ちていた。「財政再建」のため、一般消費税を打ち出した大平正芳内閣は、七九年衆議院選挙で惨敗し、自民党は主流派と反主流派とに分裂する。その結果、八〇年、内閣不信任決議が成立し、衆参同日選挙となった。ところが選挙戦中に大平が急死し、自民党が圧勝した。

後継の鈴木善幸内閣で、臨時行政調査会(第二臨調)が発足した。臨調は「増税なき財政再建」を揚げた。同内閣の行政管理庁長官を務めた中曽根康弘が、一九八二年に組閣し、「戦後政治の総決算」路線を唱えていわゆるタカ派の姿勢を鮮明にすると同時に、「小さな政府論」を臨調に行政路線と称して揚げた。中曽根内閣は、八三年の「田中判決選挙」で一旦は失敗したものの、八六年の衆参同日選挙で三〇〇議席の大勝利を収めた。

中曽根内閣のタカ派路線は、まさしく六〇年代以来の安全保障をめぐる「保守革新」対立軸上の「保守」の姿勢のように思われた。したがって世論が「保守回帰」したのであり、また「脱イデオロギー化」したのもあろう。²⁹⁾

確かに、このように八〇年代を通じて「保守化」が進んでいることは明らかである。しかし村上泰亮は、六〇年代半ばから自民党・社会党の支持率が下がり、支持政党なし層が増

えたことを「新中間大衆化の効果」とし、八〇年代の保守化を、この「イデオロギー後退」の下で、「新中間大衆」が、自分の既得権益を維持するために自民党体制を消極的に支持する「保身化」であると説明している。²⁹⁾

さて、このような日本における脱イデオロギー化の進展とともに、九〇年代の日本経済の不況による「日本の保守化」が、いわゆる「政界再編の時代」をもたらし、それが「日本の総与党化」とも言える「自民党中心の一九九六体制」の出発点になるであろう。

2 日本経済の不況による保守的

ナシヨナリズムの台頭

日本はしりごみしている (in a Deep Funk)。日本の経済的な衰弱 (Economic Debilitation)、政治的な行き詰まり (Political Gridlock)、そして急速な高齢化、これらが全般的な厭世主義を一層加速させ、核のない国、武器輸出禁止の国、民主主義、文民権力、経済的な活力とよみな日本の特性が危険にさらされている。³⁰⁾

また、日本は商業主義的な自由主義の時代 (Era of Commercial Liberalism) から非自発的な現実主義 (Reluctant Realism) の時代へ進んでいる。より弱くなった日本経済は

九十六年体制の成立と本質的な意味 (蔽)

国家利益がより現実的に定義されることを意味し、それは必然的に日本が伸びすぎた地域において縮小する必要性に迫られるのである。³¹⁾

現在の日本は、日本経済の停滞による不安とそれに伴う日本経済システムの改革から来る反動をいかに制御するかという問題を解決しなければならぬという課題に直面している。そのような課題の解決口が見えてこない「日本人の精神的な葛藤」が、いわば「つくる会の日本の歴史の歪曲」、そして「憲法改正論議」などの日本の国家利益の現実化へと導いて行くのである。

とりわけ、日本経済の不安定について、奥村洋彦は、実物経済における不安定性を次の如く説明している。³²⁾

一九九一年から九七年までの「バブル経済」崩壊過程における実物経済の動きは、第二次大戦後の混乱過程以降、日本経済が経験しなかった「異例」の停滞を示した。実質経済成長率は、一九九一年度の二・九%の後、九二年から九四年にかけて〇・五%前後にとどまった。その後、一九九五年年度には三・〇%、九六年度四・四%と回復しかかったが、九七年度にはふたたびマイナス〇・四%と後退、結局、資産価格下落が本格化した一九九一年度から九七年度の七年間は、年平均わずか一・六%の成長しか遂げることができなかった。³³⁾

また、小泉内閣の発足とともに、底入れしたかのように見えた株式相場も、株価下落の傾向を強めていた。確かに、二〇〇一年七月十八日、東京株式市場の日経平均株価(二二五種)が一万二〇〇〇円を割り込んだ。この株価下落は、電機、精密、通信などの日本経済を牽引してきた主力銘柄が総崩れとなっている点に特徴がある。³⁴⁾

これ以上の株価下落は単に、企業の投資意欲の低下などを通じ、景気回復を遅らせるだけではない。銀行や生命保険会社の株式含み損を拡大させ、金融危機、生保危機など、不測の事態への導火線に火がつく可能性も否定できない。³⁵⁾

ここで、実質GDP統計の主要構成項目について特徴的な動きを押さえると、まず、消費性向が一九九〇年度の八八・四%から九四年度には八六・〇%へと落ち込み、その後も回復が見られなかったから、上昇率を大きく落し、成長率への寄与度は一%前後にとどまった。

この消費性向の落ち込みは、当初は、「バブル経済」期の消費活動の反動で、積み上がった乗用車など耐久消費財のストック調整の側面が目立ったが、一九九四―九五年度以降は、消費者のマインドが冷え込んでいくことによる不振が響いている。消費者マインドのこうした状況を生んだ背景としては、雇用環境の悪化、年金の将来支給に関する不安、金融機関の破綻に代表される生活全般の不安、そして、資産価格の下落

に伴う富の減少などが挙げられる。

住宅投資については、一九九一―九二年度は、金利の上昇や耐久消費財と同様のストック調整から減少したが、その後九六年にかけては、金利低下、住宅金融公庫融資枠拡大などの政策支援を受けて順調に拡大した。しかし、一九九七年度実施の消費税率引き上げ前の駆け込みが見られた九六年度後半をピークにふたたび減少、九七年度は二一・四%も減少して、成長率を一・一%も引き下げる状況となった。

民間企業の設備投資は、一九九四年度まで大幅な落ち込みとなった後、九五年度以降かなりの回復を見た。年間設備投資額は、一九九一年度の八七・七兆円をピークに九四年度には七一・一兆円まで減少した。この間、企業の生産設備過不足分を「日本銀行短期経済観測調査」のDI(景気動向指数・Diffusion Index)で見ると、一九九〇年一月の「不足」超一一から一九九四年二月の「過剰」超二五へと、第一次石油危機下の一九七四―七五年以来最大のスイングを見せている。

つまり、「バブル経済」期に積み上げた生産設備が過剰となり、ストック調整を行ったことが設備投資急減の基本的な背景であった。このことは、企業の抱えていた期待成長率が現実の成長率に比べて過大であったこと、それゆえ、高い期待成長率の下で設備投資のために資金調達を活発に行つた中

小企業や非製造業は、結果的に「借入過多」となり、このバランスシート調整のためにも、設備投資を抑えざるを得なかつたことを意味している。設備投資に関わる成長率は中期成長率である。そこで、企業の今後三年間に期待する年間平均成長率を見ると、一九九〇年一月には三・八%であつたものが九四年一月には一・七%にまで大幅に低下している。

また、この時期、設備投資が抑制されたもう一つの理由として、日本銀行の「日本銀行月報、一九九七年三月号」や経済企画庁の「経済白書、一九九五年版」では、円高・産業構造調整を取り上げる。すなわち、急速な円高はアジア経済の拡大・発展とあいまって、物価安定、輸入構造の変化、産業構造の変化をもたらし、このことが足許の設備投資を抑える要因となつたとする。確かに当時の経済界における考え方を見ると、円高不況や海外直接投資の盛行による日本経済の空洞化を恐れる声が前面に出ていたので、産業構造調整が不確実性を高め、全般的に設備投資にマイナスに働いたものと考えられる。

その後の設備投資は、一九九五年度から九六年にかけて、前年度比七・八%、一一・七%と回復、経済成長率に対する寄与度は一・二、一・九と平時に復した。この局面では、ストック調整が進展し、中期期待成長率も一九九四年一月の一・七%から二・二%、二・〇へと回復、企業収益が伸びた上に、

情報関連新規成長分野における投資活発化が見られたことが基本的背景である。しかし、一九九七年度に入ると、中期期待成長率はふたたび、一九九七年一月一・八、九八年一月一・四と下げ始め、設備投資は一転伸び悩み、一九九八年一―九月にはマイナス一・八%前後の大幅低下となつた。

公的固定資本形成は、一九九一年度から九三年度にかけてと一九九五年は高い伸びを示して、経済成長率への寄与度も誘発効果を除いた直接効果だけで〇・五%から一・一%の間での高水準となつた。反面、一九九四年度と一九九六―九七年度はマイナスの伸びとなり、経済成長率への寄与度も、直接効果だけで、一九九四年度マイナス〇・一、九六年度マイナス〇・一、九七年度マイナス〇・六となつた。このように、公的固定資本形成の経済成長率への寄与度が上へも下へも大幅なものとなつたことは、一九五五年度以降の四〇年余の動きの中で一度だけ、変動相場移行後、過剰流動性時期を経て第一次石油危機に至る激動の時期に前例があるのみという異例のことであつた。なお、公的固定資本形成の景気への波及効果が小さく景気拡大に無力であるとの見解が、とりわけ一九九六年から九七年にかけての財政再建路線の中で展開されたが、この期間の日本銀行や経済企画庁の分析効果は、こゝうした見解とは逆に、景気への影響力を評価するものが目立つた（経済企画庁の経済白書は一九九三、九五、九七年、

日本銀行は日本銀行月報、一九九六年六月、一九九八年六月号)。

最後に、輸出、輸入等の外需についてみると、この期間中に為替レートが、対米ドル・レートで1ドル159円から七九円への急激な円高と、その後の一九九八年の1ドル147円への急激な円安と、二つの極端な変動を見たため、一九九四〜九五年度は輸出の伸び悩みと輸入の急伸によって外需は減少を続け、経済成長率への寄与度もマイナス〇・三、マイナス〇・一とかなりのマイナスとなった。これに対し、一九九一〜九二年度は日本経済に比べて世界経済がよく、一九九七年はこれに円安となる輸出拡大も加えて、輸出は伸びて輸入は伸び悩み、外需は拡大、外需の経済成長率への寄与度も一九九一〜九二年度はプラス〇・七%、プラス〇・六%、九七年度はプラス一・四%に達した。なお、一九九〇年代前半においては、円高の定着と海外投資の増大から、輸出の伸び悩みと輸入の高い伸びも定着するとの説が強かったが、一九九七年から一九九八年までの実績は、いったん市場が大幅な円安となれば、輸出は伸び、輸入は伸び悩みという従来パターンが復活し、黒字拡大が進むことを如実に示した。

これらの各需要項目の動きを総合的に捉えると、一九九一年から九八年にかけては、経済政策による公的需要拡大は一

定の効果を見せたものの、民間需要へのバトンタッチに何回も失敗しているうちに政策支援も外され失速するという失敗が繰り返されたことがわかる。これらの失敗は、別な見方をすれば、従来、リード役となっていた中小企業や非製造業が今回は先行性をもっておらず、また、家計の支出態度の冷え込みも予想を越えるものであったためといえる。そして、これらの背後には、「バブル経済」の崩壊、急速な円高、産業構造調整や雇用調整、規制緩和の推進といった経済システム全体の変革とそれに伴う不確実性の高まりがあったと考えられる。³⁶⁾

さて、このような日本経済の不透明に対して、いわば「右派サッチャリズム」といわれる小泉内閣の経済改革はあまり明るい見通しを提供しない様である。

小泉首相の構造改革は当初金融機関の不良債権の完全処理と、アメリカにならっての「E」(情報技術)革命の推進による民間企業の競争力の強化、それによる停滞の十年からの脱出であった。かねてよりこうした考えを主張していた竹中経済財政担当相は、前者を過去の清算II守りの改革、後者を攻めの改革とよんだ。その考えに基づいて、「日本経済は不良債権処理等に伴うデフレ圧力が発生する調整期間を経て、『停滞の十年』を抜け出し、『躍動の十年』を展望することが可

能となる」と平成一三年六月二六日に発表された経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」は楽観的な見方をしている。

だが、誰が考えても、不良債権を発生させるメカニズムを放置して、不良債権処理が可能と考えるのは楽観すぎる。金融監督庁が発表している資料によると、一九九九年三月末の預金取扱金融機関のリスク管理債権（いわゆる不良債権で、破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延債権、貸出条件緩和債権の合計）は、三十八兆六五六〇億円で、一年前の二九兆七五八〇億円にくらべ九兆円近く増大している。この間、平成一〇年度の不良債権処分量は一三兆六〇〇億円をこえている。

さらに、九九年以降のデフレの進行で二〇〇〇年までに十兆二〇〇〇億円の不良債権が発生し、不況のため、銀行がいくら処理しても残高が減らない構造になっているため、日本経済は不良債権処理に伴うデフレ圧力が発生する調整期間、不良債権が発生を続け、灰色のかんりの停滞期間を経験せざるを得ないのである。³⁷⁾

また、IT革命の進展は、同時に競争の加速をとめない、それによって、「急角度に拡大する新しいセクターに対して、実はIT革命のために旧セクターの相対的縮小が生じていて、

それが新セクターの拡大を大きく帳消しにしている」と同時に、同一産業内部においても、優秀の競争が激化して、縮小、退出をとまなうからである。それだけでなく、IT革命に、経済浮揚の期待をこめたとき、IT産業はアメリカに始まる不況の嵐がふき、リストラ時代に世界的に突入した。日本とて例外ではない。小泉構造改革は不運と言うしかない。

さて、このような日本経済の不況の長期化は、グローバルズムという、日本で当然とされている国際経済環境のもとでは、新たな設備投資のかんりの部分が海外に向かうにちがいない。日本の製造業の賃金はイギリス、ヨーロッパよりも高いのである。製造業の多くが、地方中小企業を含め、八〇年代以後中国、東南アジアに生産拠点を移しだしていた。九〇年代不況が回復しないのは、有効需要の削減である貯蓄が大ききく、それを補う民間投資が海外に漏れ（リーケージ）、その分有効需要が不足するからであり、それを一時しのぎとして政府財政が補ったにすぎない。この国際環境を与件として政策転換した小泉内閣は、政府投資による有効需要政策の無効を認め、同時に、この構造を放置する市場主義による産業の変化を構造改革として進める以上、不況は続くのである。

こうした構造は、庶民の目にはユニクロ現象であり、一〇

○円ショップとしても展開されているところである。

消費財だけではない。新興自動工作機メーカーのひとつマツザック山崎も中国に生産拠点をかなり前に移した。乗用車、パソコンなど、多くの機器に使われているミニチュアベアリングの世界市場で、占拠率六〇%というトップ・メーカー、ミネベアは、一日六十万個を作る世界最大級の工場を上海に持ち、日本の最新技術を移しているだけでなく、それに使う超高純度の炭素クロム鋼の生産も中国の企業に成功させ、中国はこの面で日本・ドイツに対抗する三番めの国になった。

また、日本の最高技術が海外に移り、日本人に合う品質のものが日本企業によって日本に輸入されるという構図は、農産物の分野でも、ますます拡大している。

このように市場原理主義の上に立つ小泉内閣は、こうした現実を放置しつづけるにちがいない。その進行先は、戦後の日本の苦汁の上に実現した、すぐれた製造業とその先端技術の静かなる地位の低下であり、農業の衰退加速である。

さて、このような日本経済の低迷状況は、作家堺屋太一が「困魂の世代」という小説の中で大量採用組のベビーブーム世代が企業の中で無用となる受難の世代を見事に予測した如く、小泉の聖域なき構造改革によって、大量の失業者群が目

本社会に暗い影を落とすのであろう。

たとえば、小泉改革の銀行の不良債権処理は、やりかた次第でとりわけ雇用を直撃する。銀行の融資で命脈を保ってきた建設、流通などで倒産企業の統出が予想され、数十万人から百万人以上の失業者が生まれるとの推測もある。

単なる痛みでは済まない激痛となる可能性もあり、二〜三年以内とされる不良債権処理も、景気とにらみ合いの、厳しい時間との戦いになるのであろう。

個人消費など総崩れの日本経済は、いまや、一九九八年の二度の経済改革、そして一九九九年二月の「ゼロ金利政策」の実施にもかかわらず、デフレスパイラル (Deflation Spiral) の瀬戸際に立っている。

IV 九十六年体制の成立と意味

一 一九九六年体制の成立

一九九三年、優位政党として三八年間の長期にわたって政権の座にあった自民党が下野し、その後、細川政権、羽田政権と非自民連合政権が二度形成されたが、いずれも短命に終わった。九四年には、自民、社会、さきがけからなる新たな

連合政権が成立したため、自民党は村山内閣という連立政権という形で政権への復帰を果たした。

そして一九九五年の参議院選挙で野党の新進党に後れをとった自民党は、河野総裁に見切りをつけ、自民党支持者の間でもっとも人気が高く、投票を集めやすいリーダーとして橋本龍太郎を九六年一月に首相としたが、そのような村山、橋本交代劇の背後には、国民を操作の対象と見る思想が潜んでいる。村山首相の人気が悪ければ、良さそうな人と交換して、政権を維持するということである。

自民党には、これまで自社さ三党の間で、一生懸命政策をすり合わせてきた。その信頼関係が大切だと言う人がある。しかし、その「信頼関係」とは、所詮は永田町の中のものである。信頼関係の構築の中で、各党が国民から託された政策は、どこかへ行ってしまふ。政策としての適否はともかく、長年社会党の看板だった非武装中立論も、政権欲のために放棄されたのである。⁴²

しかも、いわゆる小選挙区比例代表並立制の下での一九九六年一〇月の衆議院選挙において、橋本首相は自民党に勝利をもたらしした。

自民党は橋本首相を前面に押し出した選挙を行い、五〇〇議席中、二三九議席を獲得したのに対し、野党第一党の新進

九十六年体制の成立と本質的な意味（蔽）

党は一五六議席、民主党は五二議席を確保するにとどまった。確かに、九六年総選挙の結果からは、自民党一党優位政党システムの新たな段階が始まりつつあるとの兆候を読み取ることができよう。こうした印象があながち誤りではないことは、九七年七月に行われた東京都議会選挙においても自民党は著しく復調した。⁴⁴

その背景には、いわゆる新選挙制度の導入がむしろ自民党一党優位政党システムの再生に寄与していると佐藤誠三郎は次のように述べている。

第一に、日本やアメリカのように政党組織の弱い社会では、小選挙区制は現職優位に作働く。したがって、ひとたび自民党の優位が成立した場合、それが長期に渡って存続する可能性はきわめて高い。第二に、小選挙区制の下では、議員が政党に所属することを求める支持者の期待・圧力は、主要政党間の政策対立が乏しいだけに、きわめて強い。一方、議員の多くも、自分の再選可能性を高めるために、政権党の一員になりたいという欲求を持っている。それゆえ、自民党に復党する議員が続出し、次回の選挙を持たずに、自民党が単独過半数を確保する可能性が高い。第三に、小選挙区制の下で二政党政治システムが発達するためには、全国的組織を持った政党が少なくとも二つ存在しなければならない。しかしなが

ら、九六年選挙の結果が明らかにしているように、自民党以外の主要政党はいずれもそうした全国的組織を欠いていた。

第四に、小選挙区制と比例代表制という二票の行使は、分割投票を促しやすい。事実、小選挙区で自民党に投票した有権者の中で、比例区では他党に投票した人は二〇%近くに達する。こうした分割投票は、自民党一党優位体制への不満を和らげることになって、かえって自民党政権の長期化に貢献することになる。ただ、新しい一党優位体制は、従来と異なつて政党を分ける対立軸を欠いており、それだけに政党が容易に分裂して過半数を取る可能性を常に内在させた不安定なシステムでもあるという。⁴⁵

事実、九六年総選挙後の政治展開を見ても、就中、九七年七月に行われた東京都議会選挙において、自民党は一二七議席中、五四議席を獲得、現有より一六議席も増加させた。共産党も倍増の二六議席を獲得し、自民党に次ぐ都議会第二党に躍進した。これに対して、国政レベルでは野党第二党の民主党は、現有より一議席減の一二議席にとどまり、さらに野党第一党の新進党は、一一候補を擁立していたものの、公明や旧民主党系との分離選挙も一因して一議席も確保できなかつた。

とりわけ、新進党の場合、離党者の続出によって、急速に求心力を失うことになった。九六年一二月には、一三名からなる羽田グループが、小沢のトップダウン的な党内運営や「側近政治」を批判して、新進党を離党し太陽党を結成するに至つた。加えて、九七年六月には細川も離党、九六年衆議院選挙以降、新進党から離党した国会議員の数は、九七年一〇月には三八名にも達した。

新進党は、自民党に対抗する政権政党を目指して結成されたが、党指導部の路線は自民党との連合形成に移つていた。こうした「保・保連合」路線は、党執行部と旧民主党系や旧公明党系グループとの間に軋轢を生む一因ともなった。

さらに、自由党分裂により、自ら手塩にかけた若議員とも信頼していた古い友人たちも去つていた。

江藤淳が言つた「時代遅れの改革論」という指摘には、二つの意味がある。まず、「普通の国」「自己責任」を打ち出した「日本改造論」⁴⁶からほとんど進歩が見られないことであり、次に、小沢が「改革派と守旧派」という二元論を政局に利用し過ぎたため、「改革」という言葉自体がインパクトを失い、うさんくさい印象を与えるようになったことだ。小沢は、与党内の選挙制度の見直しの動きについて「党利党略にすぎず、考慮に値しない」と批判しているものであつた。⁴⁷

一方、旧離党者の相次ぐ復党によって、自民党の衆議院議員の数は急速に増加し、九七年九月で単独過半数を回復するに至った。⁴⁸

結局、政権と直接つながる衆議員選挙においては、比較第一党だけが生き残る小選挙区制度に助けられて、とけわけ地方の小選挙区を中心に過半数に近い議席を獲得することができ。その意味で、現在の選挙制度がある限り、また野党が日本共産党を含めた大連合を形成しない限り、自民党は政権の中核の座を、半永久的に保障されたということができるだろう。そういう展望の下、一九九六年総選挙以後、新進党からさみだれのように自民党に復党する議員が続出し自民党は選挙によらずして衆議院における単独過半数を回復し、新進党が解体に追い込まれたのである。このようにして、一九九三年の「五十五年体制の解体」以後、ほんの一時の追放劇を経て再建された新たな自民党支配体制を高島通敏は、九十六年体制と名づけたのである。

二 九十六年体制の特質と問題点

さて、このような自民党一党優位連立体制ともいふべきいわゆる九十六年体制は、五十五年体制の単なる再建ではない。それは、五十五年体制とは根本的に違ういくつかの明確な特

質をもつ。

第一に、自民党はもはや得票数において、過半数を占める力をもっていない。このことはすでに一九九五年末期から顕著になってきたことだが、小選挙区制の下でいっそう強化された自民党の上建政党、農村政党としての体質は、都市における自民党離れと無党派層の激増を決定的にした。さらに打ち続く経済不況と、それに対処する自民党およびそれと一体化した中央官僚制の無策ぶりは、経済成長の神話を信じて自民党に投票しつづけてきたサラリーマンや中小企業経営者たちを、自民党から引き離した。それは年金や福祉の削減によって脅かされている高年齢層、日本の未来に希望を託さなくなった若年層においても同様である。かくて自民党は、小選挙区的な過剰代表効果の小さい参議院で過半数を制する見込みは半永久的になく、衆議院においてもその過半数は、つねに脅かされている。

第二に、その意味で九十六年体制は自民党を基軸としながらも連立政権であることが常態である。連立を構成する少数党派は、選挙向けの得点を挙げるために、自民党の政策に介入してその修正を要求し、また連立のパートナーとして、大臣や次官のポストを要求する。したがって、キャスティング・ボートを握った連立与党は所属議員数よりも大きな発言権をもち、政策を制約されポストを削減された自民党内部にはフ

ラストレションが蓄積する。この限りで、九十六年体制の下における自民党の権力は、五十五年体制下よりも制限され、不安定だと言わなくてはならない。

しかし第三に、そういう部分的な制約を除けば、自民党の権力は五十五年体制よりも基本的に強化されたといわなくてはならない。それは、自民党の基本政策に反対する五十五年体制下の社会党のような強力な野党が、存在しなくなったからである。それは本質的には、豊かな社会化和冷戦の終結という背景の変化に基づくものであり、また、中曽根内閣以来の「行政改革」という名の官公労つぶし、総評解体政策のポディプロイ成果によつていられる。しかし、社会党の基本路線変更と解体への引き金を引いたのが、新しく浮かびあがってきた連立政権への参加という「魔女の歌声」だったことは間違いない。参議院でのガイドライン関連法案の審議で、宮沢蔵相がはからずももらしたように、自衛隊と日米安保条約を承認した社会党の基本路線の変更がなければ、ガイドライン関連法案がこのようにスムーズに議會を通過することは考えられなかったのである。

連立政権が常態になるということが、いついかなるときでも野党の基本政策の変化をもたらすとはかぎらないことは、諸外国の例を見れば明らかである。しかし日本の現状のように、自民党の基軸政党としての位置が変動する展望がなく、

また野党が、理念的、組織的に自民党と対立する基盤を作り得ないときには、野党は常に自民党に同調して連立政権内に入る機会をうかがうようにならざるを得ない。この意味で九十六年体制下の野党は、政権に入らなくても存立できる組織的基盤をもつ共産党を除けば、すべて自民党からのプロポーズを待つ求愛者であり、しかもその選択権は一方的に自民党にのみある。キャスティング・ボートを持った気でもわがままを言えば、自民党はいつでも離縁状という切り札をきる事ができるのである。それは直ちに、小選挙区で強力な自民党候補の挑戦をうける羽目になることを意味する。

第四に、この連立において最終的に利益を受けるのは、自民党だということである。大枠としての自民党政策の推進に協力した連立政権は、連立が維持すればするほど、有権者にとつて自民党との違いが見え難くなる。そして政権の成功と安定の成果は、ひとり基軸政党である自民党が享受するのである。他方連立を組むにはあまりに大きな野党第一党は、つねに自民党の連立の相手から外されるなかで、政権から永久に取り残されるといふ議員の動揺が生まれ、支持者も離れてゆく。自民党を吸血鬼にたとえるジャーナリズムの表現にみられるように、これまで自民党と連立を組んだ社民党やさきがけは、このようにして衰退し、消滅していったし、また新進黨は、最大野党としての位置を保てなかつた。

第五に、このように共産党を除くすべての政党が、自民党の党外派閥とみなしうる状況の下で、自民党政権にかつての「振り子」の力学と活力がもどってきたことに、注目しなければならぬ。党内が総裁選挙をめぐる主党派と反主流とに分かれ、総交代でそれが入れ替わった歴史は、自民党内の抗争を激化させ、また金権支配として世論の批判をあびたが、他面では、主流派と反主流とが政策を掲げて争った限りにおいて、総交代は与野党間の政権交代に似た印象を与え、永続支配の惰性をふりきってそのたびに自民党への支持を呼び戻す効果をもっていた。³⁰

しかし、飯尾潤が論じたように、いわゆる小選挙区比例代表並立制という選挙制度が定着するにつれ、「経済自立型」対「行政依存型」という自民党・民主党の性格が意外に明らかになったため、将来的には政権交代の可能な「二大政党制」の成立に至る過渡的な体制であるとあえて見込まれたが、いわば小泉内閣の成立によって、九十六年体制の特質がなおさら強く示され、その区別が困難になっている。

つまり、自民党には、「自民党の明日を創る会」を主導している田中真紀子（新潟五区）、そのメンバーである石原伸晃（東京八区）、小泉純一郎（神奈川県二区）などを中心とする経済自立型議員が同居しており、とくに行政依存型を強く批判してきた小泉が首相になったために、自民党も「経済

自立型」を取り入れることによって、民主党との政策上のはっきりした区別が困難となるかもしれない。

結局、重要なのは、橋本→小淵→森という総理の変遷に見られる自民党の行政依存型への加速の流れを小泉首相が主導権をもつて転換させる能力があるかに日本の「九十六年体制」の将来がかかっていると思われる。

また、このような特質をもつ九十六年体制下の自民党政治にはいかなる問題点があるのか。これについて、北岡伸一は次の如く指摘している。

まず第一に、当然のことながら、支持組織に悪影響を及ぼす政策は取りにくくなる。農業や郵政はその典型であるが、その他自民党の支持母体である組織や団体も、概して政府の予算に依存することが大きいから、いきおい行革反対、財政改革に少なくとも消極的になりやすい。

第二に、自民党は現在の行政システムに依存して利益配分を行っているから、これを変えることに真剣な関心を持たない。行政の細部を知っていることが、権力の源泉なのである。地方分権が進まないのも、ここから理解される。地方への補助金など、都道府県レベルに応じた包括補助金とすれば簡単なのに、複雑な仕組みでこれを運用しているのは、そこに官僚の存在意識があり、そこに介入することで、政治家はその存在意義を発揮しているからである。政治家と官僚の共存関

係は、こうした結果を生み出しているのである。

第三に、とくに中央において、自民党は長年霞ヶ関の省庁にその政策形成を負ってきた。それゆえ、役所の政策を統合する独自の視点をもっていない。とくに、外国と対抗して日本をどうするかというような視点は、自民党には弱いのである。

今日、日本の課題は、権力の介入を小さくして、民間の自由な力をのびのびと發揮させることである。そうした諸外国と対抗すべき生き生きとした日本をつくることである。その点で、自民党の組織はかなり反対のベクトルをもっているのである。自民党の下半身は行革反対であり、政権を失う恐怖にされされなければ、真剣に行革に取り組むことがないのは、そういう意味である。

第四に、自民党のコンセンサス志向である。下から意見を包み上げ、多数のひとが決定に参加し、じつくりと大勢の赴くところを見極め、反対派にもいわせるだけのことは言わせて物事を決める。これが自民党のやり方である。この点は日本の政治文化と密接に結びついている。

加藤紘一は、日本人の理想の権力者は水戸黄門だといったことがある。いつもは姿を現さないが、肝心のところで姿を現して民衆を救ってくれるということらしい。⁵⁰

このような北岡伸一の指摘の他、九十六年体制をもたらし

た小選挙区制の導入が、ますます世襲候補の増加によるファミリー独占を増長させている。

世襲拡大再生産の背景は単純である。議員ファミリーと後援会組織の二人三脚的政治業の独占であり、選挙基盤の私物化である。交通違反のお目こぼしから予算陳情といった利益誘導要求の窓口になる一方、中央政治の持つ膨大な行政許認可と予算の分配を独占的に取り次ぐ政治屋のようなものである。⁵¹

V 九十六年体制の日本の安全保障政策上の意味

選挙制度改革が大きな政治課題として浮上したのは、海部内閣の末期のことで、海部が政治改革のための「重大な決意」を口にし、解散・総選挙かと政界が緊張し、首相の再選断念で終わったのは、一九九一年一月であった。その後の宮沢内閣も、選挙制度改革を成立できず、九三年六月に不信任案を可決されてしまった。その後、新選挙制度は九四年一月に成立しが、実施可能となったのは同年一二月のことだった。同年四月に細川内閣が、また六月に羽田内閣が、いずれも衆議院解散に打って出ずに総辞職したのは、新制度が途中で流産することを危惧したためであり、さらに村山内閣も、

総選挙における社会党の敗北を恐れて解散を回避しつづけた。要するに新選挙制度は、政治の隠れた主役であり、政治改革といわれたものの中心は、常に選挙制度改革であった。そしてその難しさは、海部内閣から村山内閣までの五代の内閣の命運からも明らかである。そもそも選挙というゲームを勝ちぬいてきた政治家が、そのルールを変えるということが、簡単であるはずがないのである。日本でも大きな変化は一九二五年以来始めてのことであった。³⁵⁾

このようにして導入された新選挙制度下で行われた選挙によって、日本の政治は一九九三年の五十五年体制の崩壊以降、いわば「勝ち馬に乗る」という便乗効果によっていわば「自民党一党優位連立体制」の「九十六年体制」が成立するのであり、それが日本の政治の方向と性格に大きな影響を及ぼすのである。

要するに、このような背景の下で成立した九十六年体制の日本の安全保障上の意味は、なによりも添谷芳秀が提示した日本の戦後安全保障政策の国内的な制約性（憲法上の制約、平和主義と反戦の政治文化、国内政治の極化などから形成）からの解放から来る、五十五年体制下のそれとは明らかに区別できるものが含まれている。

まず、第一に、日本の安全保障政策の本質を成す「日米安

保条約」の適用範囲の拡大である。つまり、米軍は日米安保条約第六条（極東条項）によって、グローバルな作戦行動のために日本の「施設及び区域」を利用する権利を保障されている。第六条による米軍の作戦行動範囲としての「極東地域」を、「大体においてフィリピン以北並びにその周辺の地域であつて、韓国及び中華人民共和国の支配下にある地域もこれに含まれる」と、一九六〇年二月二十六日、岸信介首相の衆議院安保特別委員会で発言したが、一九七二年日中共同声明で日本は、中華人民共和国を中国の唯一の合法政権であると承認し、第三項で「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」との中国政府の立場を「十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」としたのであった。それはサンフランシスコ条約第二条で、定められている台湾、澎湖島の放棄の明記である。³⁶⁾

これは、実質的に台湾問題は中国の内政問題となり、台湾は極東の範囲から除外されたこと、田中角栄首相が中国から帰国した一九七二年九月三〇日の記者会見で認めたものである。それが、「日米防衛協力のための指針（ガイドラインの見直し）に対する一九九七年七月一七日の梶山静六官房長官の「台湾海峡も周辺に入る」という発言は、九十六年体制という日本における安定した国内政治の基盤の上、日米安保条約の適用範囲を、層拡大したものである。

そして第二に、自衛隊の個別自衛の範囲を、米軍の作戦行動範囲まで拡大していくようになったのである。

横須賀を母港とする第七艦隊の監視範囲は太平洋、インド洋、ペルシヤ湾、アフリカ東海岸とグローバルであるため、燃料や弾薬の備蓄も日本にある。

元來の日本政府の憲法第九条解釈では、自衛隊の防衛活動は、「専守防衛、個別的自衛権は行使できるが集団的自衛権は行使できない」というもので、その「個別的自衛」範囲は自衛隊法第三条と日米安保条約第五条により、「日本国の施政の下にある領域」であった。

しかし、一九七八年の旧ガイドライン以後は、個別的自衛範囲は一千海里のシーレーン防衛、リムパッタへの参加、湾岸戦争後のペルシヤ湾への掃海部隊派遣へと拡大されるようになった。

しかも、一九九五年の新防衛計画大綱、そして新ガイドラインでは日本の「周辺」への防衛範囲を広げて米軍に協力することにした。日本の「周辺」にも限界がないため、自衛隊の能力次第で個別的自衛の範囲を、米軍の作戦行動範囲である「極東」及びその「周辺」へと重ねて拡大してゆくことができるようになった。

とりわけ、湾岸戦争の時は、日本国内に限って米軍の兵員、兵器、資材を航空自衛隊輸送機や陸上自衛隊車両で輸送し

た。⁶⁰しかし九十六年体制下の小泉内閣は「テロ措置対策特別法」に基づいて「パキスタン」においても、米軍への後方支援をしようとした。第三に、米軍支援のための有事法制づくりをさせるために、日本有事につながる「周辺有事」の具体例を示した。

一九九四年に米側が突きつけた朝鮮半島有事は日本政府を震撼させた。朝鮮半島では、朝鮮戦争が法的にはまだ終わっていない。五三年七月の休戦協定を結ぶ合意ができていたが、米国はその締結を拒否してきた。しかも米軍は朝鮮戦争以来、「国連旗」を立てて「国連軍」を名乗っている。これは国連の規制を受けない米軍そのもので、国連憲章が規定している国連軍ではないが、米国はその変則的な特権を手放していない。

横須賀、横田、座間、佐世保、嘉手納、普天間、ホワイト、ビーチの米軍基地は日米両国によって、「国連軍基地」に指定され「国連旗」が立っている。日米安保条約にはもともと朝鮮戦争再発の場合に米軍を後方支援することを大雑把に約束した「吉田・アチソン交換公文」もついている。朝鮮戦争が再発すれば米軍は国連とは関係なく独断で「国連軍」として日本から出撃し、日本政府は否応なしにそれを支援する形で参戦国になってしまう仕組みである。

朝鮮民主主義人民共和国の核疑惑への対策として実施され
たシミュレーション（経済封鎖、船舶臨検から核攻撃までも
含む戦争計画）をもとに、九四年四月、米軍がひそかに日本
政府に突きつけた後方支援要求細目は一〇五九項目もあつた
という事実を九七年五月になつて、橋本内閣はマスコミに流
した。

それを実行するための有事立法の方向を示した実例の一つ
として一九九七年七月初め防衛庁・自衛隊がまとめた非公式
に自民党国防部会（中谷部会長）に示した二三項目の有事立
法「一覧表・「法制整備の方向性」がある。⁶¹⁾

このように、自民党は九十六年体制の成立による効果を十
分利用して、自民党は五十五年体制下で社会党を中心とする
「頑なリーガリズム」を武器とした革新勢力の抵抗によつて
その法制化に失敗していた「安全保障関連法案」を成立させ
て行くのである。

確かに、かつての自民党の日米安保堅持に対して、社会党
は非武装中立を唱えていたが、日本の現実には照らして、社会
党の政策は空想的すぎ、自民党はたいした政策をいわないま
ま、地元利益の振興をいうだけで政権を維持できた、いわば
自民党の不戦勝が続いていた。

結局、日米防衛協力のための新しいガイドラインを協定す
るといふ問題は、冷戦終結後、アメリカが世界の各地域での

九十六年体制の成立と本質的な意味（厳）

同盟国の協力をえながら軍事的ヘゲモニーを確保するという
基本戦略から生まれた。それは、湾岸戦争の経験にかんがみ
アメリカが国連に主導権を渡さずに済む方法として計画され
た。多国籍軍やNATOの活用はその例である。極東におい
てはそれは、日本の自衛隊だけでなく自治体や民間組織をも
米軍の後方支援組織として動員できる体制を形成するという
ことであり、そのためのガイドラインの協定を、アメリカは
日本に迫つた。安保条約の再定義にはじまるこの新戦略が、
沖縄の普天間基地の移転という餌と引き換えに、日本に提示
されたのは一九九六年の四月であつた。しかし、日本の平和
国家としての方針を基本的に転換し、アメリカが行う戦争に
協力するこのガイドラインに対する野党の抵抗は、初めから
腰が引けていた。最大野党の民主党は、自民党から飛びした
グループや旧民主党系などガイドラインに対する基本的な賛
成派を多数抱えていて、せいぜい部分修正で点数をあげよう
としていたにすぎないのである。また小選挙区制の下で、単
独選挙をたたく自信のない公明党は、自民党から選挙制度
の再改革や選挙協定をふくむ連立の誘いを受けて、ガイドラ
イン関連法に始まり、盗聴法（通信傍受法）、国民総背番号
制（改正住民基本台帳法）といった「戦時立法」などの法案
の成立に、キャスティングボートとして決定的な役割を果た
した。⁶²⁾

同じようにして自民党は、五十五年体制の下で「革新」勢力の抵抗にあつて動かなかつた懸案に、一挙にけりをつける動きに出ている。日の丸・君が代を法制化して学校での現場の教師の抵抗を封じる問題、第九条を標的にする憲法改正をとにかく議論するという形で国会の場にのせるための憲法調査特別委員会の設置、重大な犯罪を防止するという名目の下での盗聴の合法化などである。

注

- (1) 河野勝、「93年の政治変動―もう一つの解釈」、『レヴアイアサン』no 17、(一九九五年秋)、四二頁。
- (2) 自民党内の派閥関係が、九十六年体制下でも、連立の相手の選択などの面から重要な要素であるという面から論じたものとしては、Cheol Hee Park, (2001), "Factional Dynamics in Japan's LDP Since Political Reform: Continuity and Change", Asian Survey, vol. 41, no. 3, May/June 2001, pp.429-430.
- (3) 大黒太郎、「選挙制度の改編はなぜ成功したのか―日本とイタリアにおける政治改革比較」、『レヴアイアサン』no 25、(一九九九年秋)、一三五―一三六頁。
- (4) 大黒・前掲論文、一三三六頁。
- (5) 大黒・前掲論文、一三六―一三七頁。
- (6) 清水幹夫、「再編の波に洗われる'93政局」、『選挙』第四六卷九号、(平成五年九月)、二頁。
- (7) 社会党の攻勢と鳩山内閣の対応としての五十五年体制の成立については、中北浩爾、「一九五五年体制の成立(二)」、『法学雑誌』第四七卷第三号、(二〇〇〇年二月)、大阪市立大学、五四二―五四五頁。
- (8) 大獄秀夫、「新党の挫折―新自由クラブから新進党まで」、『選挙』第五二巻第一号、(平成二一年一月)、六頁。
- (9) 一党優位体制には、いわば多党制を促進助長する選挙制度をもっているという面に注目した分析としては、森本哲郎・村松岐夫、「Jペンベル」、「二党優位性の形成と崩壊」、『リヴアイアサン』no 15、(一九九四年秋)、一三三―一三五頁。
- (10) 沖野剛、「55年体制の崩壊と政界再編」、『選挙』第四六巻第一〇号、(平成五年一〇月)、一―二頁。
- (11) 田中愛治、「55年体制の崩壊とシステム・サポートの継続」、『リヴアイアサン』no 17、(一九九五年秋)、五五頁。
- (12) 沖野・前掲論文、一―二頁。
- (13) 沖野・前掲論文、三頁。
- (14) 大獄秀夫、「政界再編と政策対立―新党による政策対立軸再構築の模索」、『リヴアイアサン』、(一九九七年秋臨時増刊)、一三三頁。
- (15) 大獄・前掲論文、二四頁。

- (16) 堀江湛、「小選挙区比例代表並立制の導入」、『選挙』第四八巻第三号、(平成七年三月)、一〇二頁。
- (17) 堀江・前掲論文、二頁。
- (18) 沖野・前掲論文、三頁。
- (19) 田中愛治は、一九五五年の左右社会党の合同と自由党と民主党の合同は、政党再編と呼べようが、一九九三年の永田町における「政界再編」は、有権者を含めたシステム全体には変化がない、システム内変化と見ることができるといえる。『政界再編』はたとえ分析視角をエリート・レベルだけに絞ったとしても探知できようが、システム変化である「政党再編成」は一般有権者レベルにまで視角を広げることで初めて測定できるといえる。そのような視点から見ると、日本における一九九三年七月前後の変化は「政党再編成なき政界再編」と呼べるのではないかと説明している。これについての詳しいことは、田中前掲論文、五三頁。
- (20) 清水幹夫、「自社連立が投げた波紋―五十五年体制へのウターンか、本格再編への序曲か」、『選挙』第四七巻九号、(平成六年九月)、一頁。
- (21) 野中尚人、「先祖帰り?―連立政権時代における政策過程の変容」『リヴァイアサン』、(一九九七年秋臨時増刊号)、四三―四四頁。
- (22) 野中・前掲論文、四四―四五頁。
- (23) 戦後日本人のイデオロギー構造は、具体的には「安全保障・戦前体制をめぐる保革」、「参加・平等・福祉をめぐる保革」の対立軸を

九十六年体制の成立と本質的な意味(厳)

- 鍵概念として展開したが、東西冷戦の崩壊によって、国内政治においても、もはやイデオロギー対立は問題ではなくなっているということについての検証・分析である。これを五十五年体制の終結の一因として考えてもよい。これらについての詳しい内容は、蒲島郁男・竹中佳彦、「戦後日本の争点とイデオロギー」、『リヴァイアサン』、No. 14、(一九九四年春)、七三―一〇九頁。
- (24) 野中・前掲論文、四五―四六頁。
- (25) 猪口孝、「自民党研究の複合的視点」、『リヴァイアサン』、no. 9、(一九九一年秋)、一八頁。
- (26) 佐藤誠三郎、「新・一党優位制の開幕」、『中央公論』、一三四九号、(一九九七年四月)、一七七―一七九頁。
- (27) 井出嘉憲、「保守長期政権下の統治」、日本政治学会編、『年報政治学・五十五年体制の形成と展開』、岩波書店、一九七七年、一二頁。
- (28) 前掲論文、二〇頁。
- (29) 蒲島他・前掲論文、七九―八〇頁。
- (30) Yoichi Funabashi(1997), "Tokyo's Depression Diplomacy", *Foreign Affairs*, vol. 77, no. 6, (Nov/Dec 1998), p.26.
- (31) *Ibid.*, p.35.
- (32) 奥村洋彦、「現代日本経済論―バブル経済の発生と崩壊」、東京：東洋経済新報社、一九九九年。
- (33) 奥村・前掲書、一六五頁。

- (34) 読売新聞（朝刊）、二〇〇二年七月十九日、第三面。
- (35) 読売新聞（朝刊）、二〇〇二年七月十九日、社説。
- (36) 奥村・前掲書、一六八―一七二頁。
- (37) 伊東光晴、「日本経済・灰色の十年」、『世界』六九三号、二〇〇二年一月、四六頁。
- (38) 伊東・前掲論文、五二頁。
- (39) 堺屋太一、「団魂の世代」、東京・文芸春秋社、一九八〇年。
- (40) 読売新聞（朝刊）、二〇〇一年七月十六日、第三面。
- (41) 物価下落と景気後退（Recession）が相互に繰り返す状態をいう。すなわち、物価が下落しているにもかかわらず、消費や投資などの需要が回復せず、物価下落→売上減少→所得減少→需要減少→物価下落の悪循環に落ちた状況をいう。『朝日現代用語2001・知恵蔵』、東京・朝日新聞社、二〇〇一年、五六五頁。二〇〇一年七月と九月期の経済成長率が二期連続のマイナスとなり、「デフレスパイラル」の懸念が強まっている。『朝日新聞（朝刊）』二〇〇一年二月八日、第三面。
- (42) 北岡伸一、「憲政常道再考」、『中央公論』第二三三七号、一九九六年四月、五二頁。
- (43) 北岡伸一、「橋本内閣と小淵内閣―自民党政治は終わるのか」、『中央公論』、二二六七号、（一九九八年一月）、三七頁。
- (44) ピーター・メア、坂野智一、「日本における政界再編成の方向―「党優位政党システムの変容それとも再生?」、『レヴァイアサン』
- no 22、（一九九八年春）二二頁。
- (45) ピーター他・前掲論文、一九―二〇頁。
- (46) 小沢一郎の改革路線に関する、かなり肯定的な見方による論文としては、次のものを参考。Edward W. Desmond, "Tehro Ozawa: Reformer at Bay", *Foreign Affairs*, vol. 74, no. 5, (September/October 1995), pp.117-131.
- (47) 平井勉、「曲がり通る中選挙区復活論」、『中央公論』、No. 39、二〇〇〇年九月、二四―二五頁。
- (48) 前掲論文、二〇―二二頁。
- (49) 高島通敏、「九十六年体制下の日本政治」、『世界』六六三号、（一九九九年七月）、六九頁。
- (50) 前掲論文、六九―七〇頁。
- (51) 飯尾潤、「行政依存人向け政党に徹せよ」、『中央公論』二二九〇号、（二〇〇〇年九月）、一〇〇頁。
- (52) 飯尾・前掲論文、一〇五―一〇八頁。
- (53) 倉重篤郎、「何が問われる選挙なのか―世襲候補」、『世界』六七五号、二二〇〇年七月）六四頁。
- (54) 北岡伸一、「反小沢から反自民へ」、『中央公論』二二六二号、（一九九八年四月）、三九―四〇頁。
- (55) 北岡伸一、「与党と野党の政治力学」、『中央公論』二二四六号、（一九九七年一月）、二八―二九頁。
- (56) Yoshinide Soeya, "Japan's Dual Identity and the U.S.-Japan

Alliance”, *America’s Alliances with Japan and Korea in a Changing Northeast Asia*, Asia/Pacific Research Center, Institute for International Studies, Stanford University, (May 1998), p.5.

- (57) 藤島宇内、「解説・有事法制とは」、『世界』六四三号、(一九九七年十一月)、六四頁。
- (58) 山本剛士、「解説・極東の範囲と周辺とは」、『世界』六四三号、(一九九七年十一月)、八五頁。
- (59) 山本・前掲論文、八四頁。
- (60) 藤島・前掲論文、六四～六五頁。
- (61) 北岡伸一(一九九七)、三〇頁。
- (62) 前掲論文、七一～七二頁。
- (63) 北岡伸一、「自立連立の衝撃―日本の政治は変わるか」『中央公論』三三七一号、(一九九九年二月)三〇頁。